

お客様各位

平素よりタイ国際航空に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
EUにて導入された税関事前申告制度の開始に伴い必要情報の送信方法について
下記の通りご案内申し上げます。

【記】

- 1) 実施期日 : 2023年4月1日対象仕向け地到着分より
※本プログラム開始は2023年5月1日となりますが、弊社システム反映
状況確認のため、上記開始日よりご協力のほどお願い致します。
- 2) 対象仕向け地 : 欧州向け貨物(EU加盟国に加え、北アイルランド・スイス・ノルウェー)
*北アイルランドを除く英国は対象外
- 3) 必要情報 : 6桁のHSコード(Harmonized System Code)
: ConsigneeのEORI番号
※航空運送状(MAWB)とハウスマニフェストに記載推奨
- 4) 提出方法 * HSコード
FWB : RTD 欄内に /NH/ に続けて HSコードを入力
FHL : HTS 欄内に HTS/ に続けて HSコードを入力
- 5) 提出方法 * EORI番号
FWB : OCI 欄内に入力 OCI/●●/CNE/T/●●123 456 789 12345
(●●=2桁の国番号、EORI番号)
FHL : 同上

FWB/FHL送信を書類提出で依頼の代理店様 :

別紙「海外税関データ登録依頼書」と上記必要情報 (HSコード及びEORI番号) を記入した
航空運送状(MAWB)とハウスマニフェストを搬入してください。

注)5月1日以降、不完全な情報送信、及び、書類提出の場合で上記必要事項の記載が無い場合、訂正が行われるまで日本またはバンコクで HOLD されます。また、AWB 訂正費用、及び、現地罰金が発生する場合があります。